

「いじめ」及び「いじめ類似行為」とは

(いじめ及びいじめ類似行為を「いじめ等」とする)  
「いじめ」とは、「本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。  
「いじめ類似行為」とは、「本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、児童が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」をいう。

早期発見

- ①早期発見・防止への基本姿勢の共有及び児童をみとめる日々の観察・声掛け(いじめ不登校等対策委員会、児童理解の会:週1回)
- ②いじめ見逃しゼロアンケートの実施と教育相談の設定(月に1回)
- ③SOSポスの設置(毎日放課後ポスト内を確認、匿名でも受け付ける)
- ④スクールカウンセラー等との情報交換(学校訪問カウンセラー:毎週 木曜日来校)
- ⑤家庭や地域との連携によるいじめ等のサイン・兆候のキャッチ
- ⑥管理職や担当への報告・連絡・相談の徹底
- ⑦いじめ等に関する情報の記録

互いを思いやる心  
教師との信頼関係  
望ましい友達関係

未然防止

- ①充実した学校生活を実現する授業づくり・集団づくり(学級経営の充実)
- ②「柿小よい子のせいかつ」を基本とした規範意識の育成(新年度に共通理解)
- ③生活目標についての取組と「心のあゆみ」による振り返りの実施
- ④全教育活動を通した人権教育、同和教育、道徳教育の充実によるいじめ等を生まない人間関係づくり(人権教育強調月間:11月)
- ⑤異学年交流活動等による思いやりの心や対人関係能力の育成(海っ子班の活動)
- ⑥中学校区「ハッピーなかま集会」への参加によるいじめ等の問題に対する自主的な態度の育成
- ⑦ネット上のいじめや情報モラルに関わる児童への指導や保護者への啓発活動の促進
- ⑧小中連携による社会性の育成(柿崎中学校区生徒指導委員会が中心)
- ⑨学校基本方針やいじめ等防止等に関する取組の地域、保護者への説明、紹介(家庭や地域との連携)
- ⑩保護者への啓発(我が子の前で他児童の批判をするなど、いじめ等を誘発・助長する可能性があるような発言をしない等)
- ⑪教職員の資質向上のための研修を年複数回実施する。

未然防止・早期発見を第一に

粘り強く丁寧に、組織的に対応しよう

いじめ等が起きた時の対応

